

## 新型コロナウイルス感染症に係る市主催等の イベント・会議等の実施に係る判断基準について

### 1 基本的な考え方

市主催（実行委員会等の主催で市が関与しているものを含む。）による、不特定多数の参加者が集うイベント・会議等は、**下記の留意事項を踏まえた上で、必要な対策を十分に講じることを条件**に実施の可否を判断するものとする。

ただし、すでに中止や延期を公表しているイベント・会議等については、原則として当初の対応（中止や延期）のとおり取り扱うものとする。

### 2 実施に当たっての留意事項

- (1) 換気の悪い密閉空間での実施を避けること。
- (2) 多くの人々が密集する状況を避けること。
- (3) 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声等を避けること。

### 3 実施に当たっての必要な対策

- (1) 参加者へのマスク着用や手洗いなど、注意喚起を十分に行うこと。
- (2) 会場内の換気やアルコール消毒液を設置するなど、感染防止策を講じること。
- (3) 高齢の方や基礎疾患をお持ちの方又は発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること。
- (4) 内容の簡素化等により時間短縮を図ることや、参加者の人数制限等を行うなどの感染防止策も検討すること。

### 4 その他

- (1) イベント・会議等の実施又は中止若しくは延期、市有施設の開館又は休館など、必要な情報は一元化して発信するため、対策本部に情報提供すること。  
あわせて、担当課においても周知を図ること。
- (2) 緊急を要さないものは、書面会議等又は中止若しくは延期することも含めて検討すること。
- (3) これらの留意事項や対策が十分担保できない不特定の参加者が集うイベント・会議等は、引き続き当分の間、原則として中止又は延期とする。
- (4) 民間等が主催するイベント・会議等についても、当該判断基準を踏まえた対応を要請する。

### 5 判断基準の適用期間

この判断基準の適用期間は、令和2年3月24日から3月31日までとする。

### 6 判断基準の改正について

この判断基準は、同感染症の発生動向を踏まえ随時内容を見直すものとする。

以上